

食料・農業・農村基本計画の 具体化のための施策の実施状況

平成 1 8 年 8 月

農林水産省

食料・農業・農村基本計画について

- 平成17年3月、政府は、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化などを踏まえ、平成12年3月に策定された基本計画を見直し、今後重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする新たな基本計画を策定した。

新たな「食料・農業・農村基本計画」のポイント

新たな食料自給率目標の設定

- 将来的にカロリーベースで5割以上を目指しつつ、平成27年度に、カロリーベースで45%、生産額ベースで76%とする目標を設定。生産・消費の両面にわたる重点課題を明確化。幅広い関係者で構成される協議会で「行動計画」を策定し、計画的な取組を推進。

担い手の経営全体に着目した品目横断的政策の導入

- これまで全農家を対象に講じられてきた品目ごとの価格対策を見直し、担い手の経営全体に着目した品目横断的経営安定対策へ転換。平成19年産からの導入に向け、計画的に具体化。

環境・資源を重視した施策の導入

- 農地・農業用水等の資源が良好な状態で保管理されるよう、地域住民等が一体となった取組を促進するために必要な施策を平成19年度から導入。
- 農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、規範を実践する農業者を各種事業の対象とする仕組みを導入。環境への負荷の大幅な低減を図る取組に対する支援を平成19年度から導入。

食の安全と消費者の信頼の確保のための施策の充実

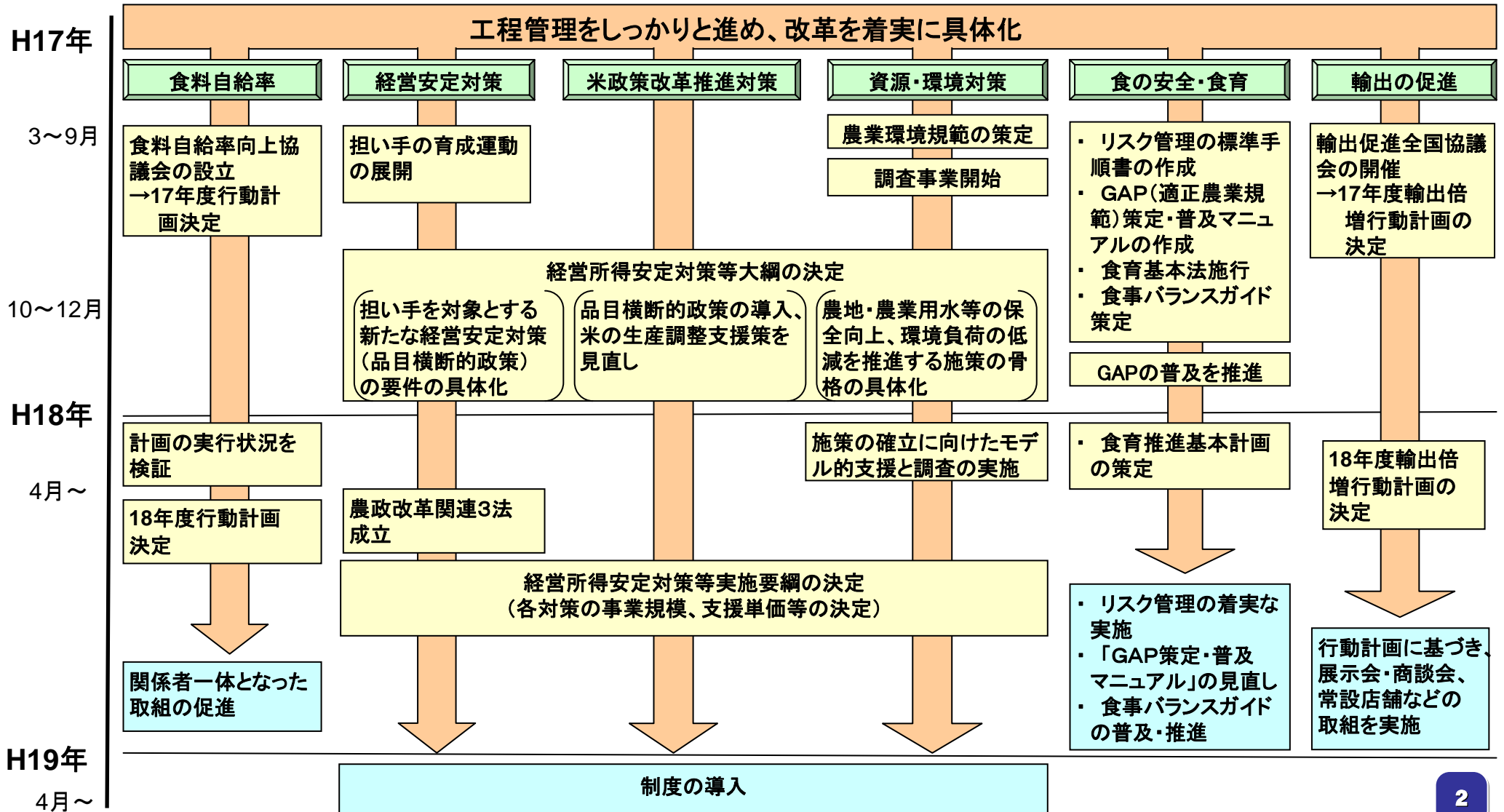
- 国民の健康の保護を最優先とした施策を展開(科学的原則に基づく食品安全行政の推進、食品表示の適正化の推進やトレーサビリティ・システムの導入促進)。

高品質な農産物の輸出などによる「攻めの農政」の展開

- 生産者や地域の創意工夫に基づく意欲的な取組を後押し(農産物の海外への輸出(5年で倍増を目標)や、バイオマスなどの地域資源の積極的活用等の農業・農村における新たな動きを積極的に受け止めた施策の展開)。

食料・農業・農村基本計画の推進

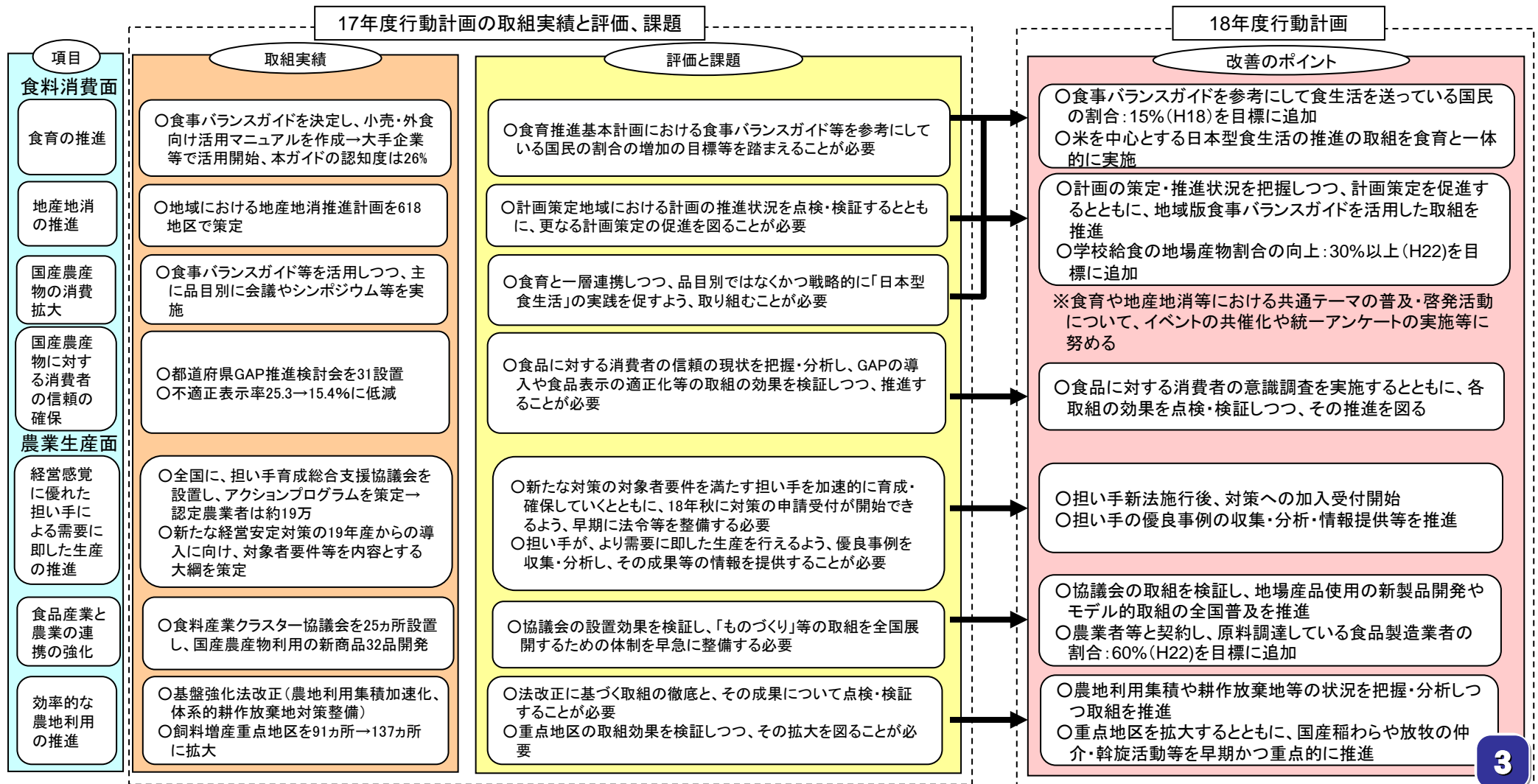
- 新たな基本計画においては、工程管理という考え方を重視。計画に沿って、一つ一つの施策を着実に具体化していくことが重要。
- 農林水産省では、基本計画の策定と同時に、それぞれの施策について、①推進に関する手順、②実施の時期と手法、③達成目標等を明確にした工程表を作成し、公表しており、これに沿って施策の具体化を推進しているところである。



(参考)

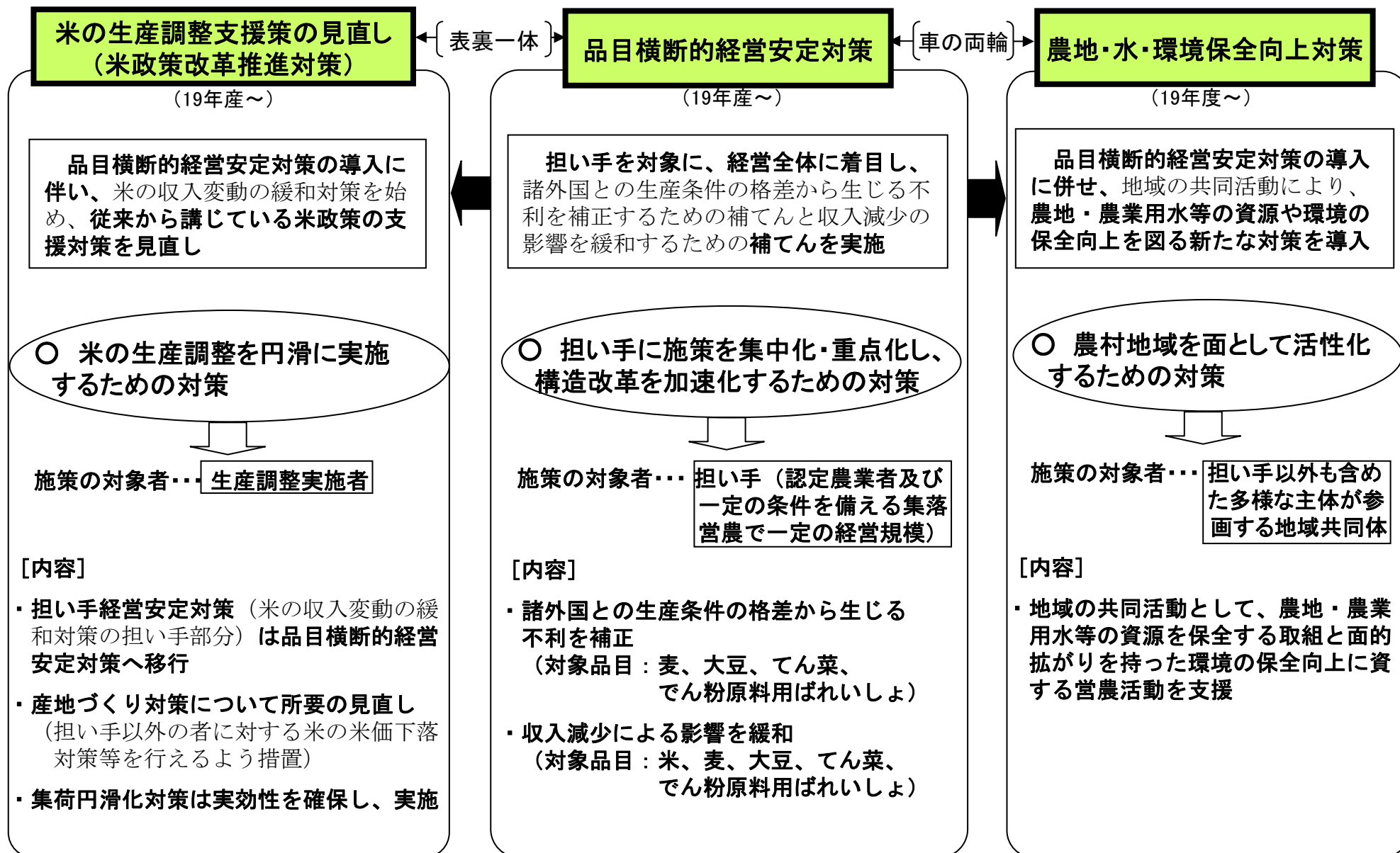
食料自給率向上に向けた行動計画の推進

- 新たな基本計画にある食料自給率向上に向けて消費面・生産面において重点的に取り組むべき事項について、数値目標を設定した行動計画を策定し、政府や関係団体の適切な役割分担の下、計画的かつ主体的な取組を推進。
- 17年度行動計画においては、①計画初年度ということもあり、各取組の目標が定量的に設定されているものがあまり多くなく、その効果等について点検・検証を行う上で困難な面があった。②また、各取組相互の関連付けが不十分であったことから、期待される効果が限定的になった面があった。
- このため、18年度行動計画においては、①各取組の目標について食料自給率向上との関係をより明確化する方向で新たな目標を設定するとともに、②各取組について、相互連携を強化し、合理的かつ効果的に推進。



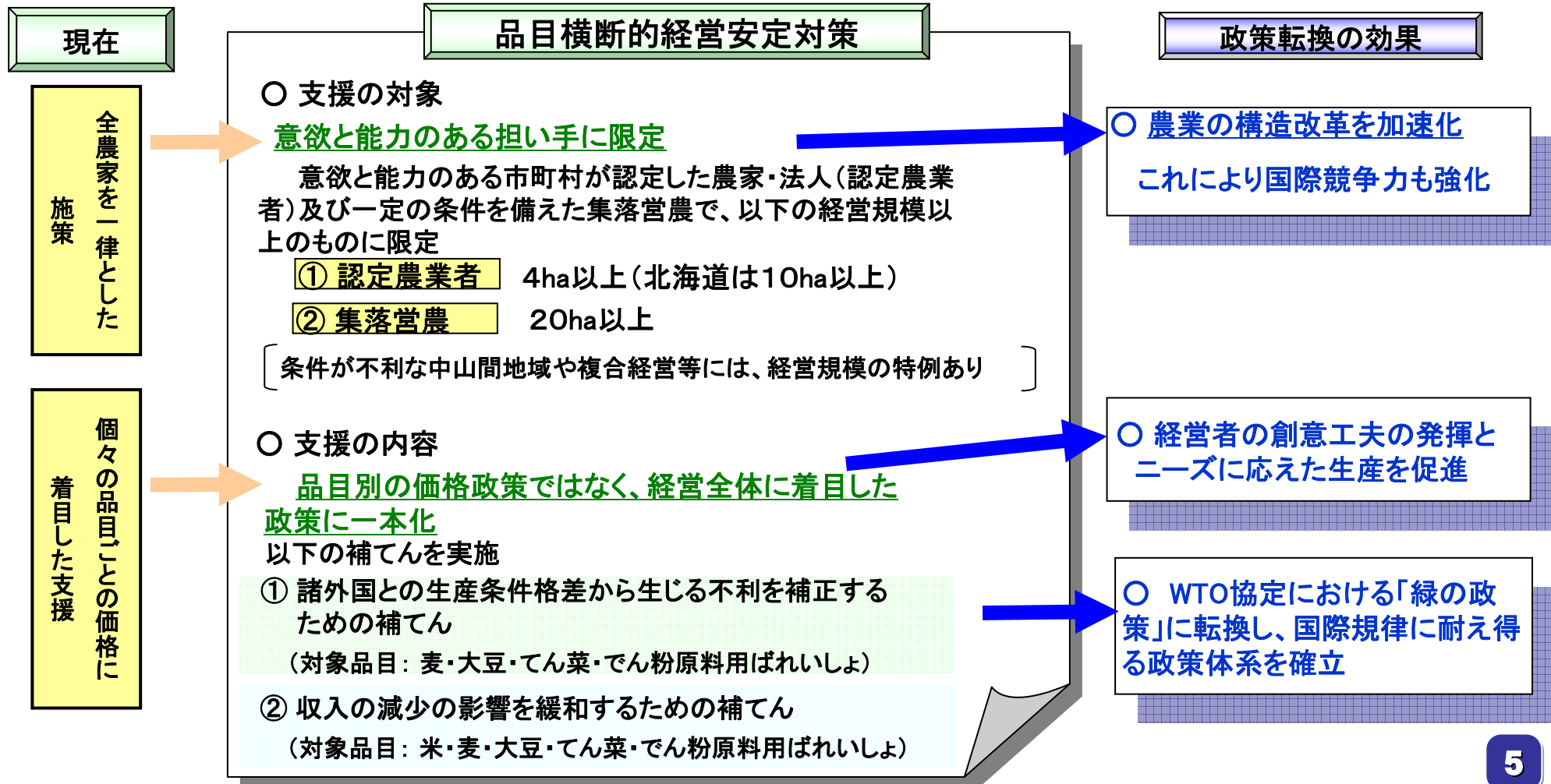
(参考)

経営所得安定対策等大綱



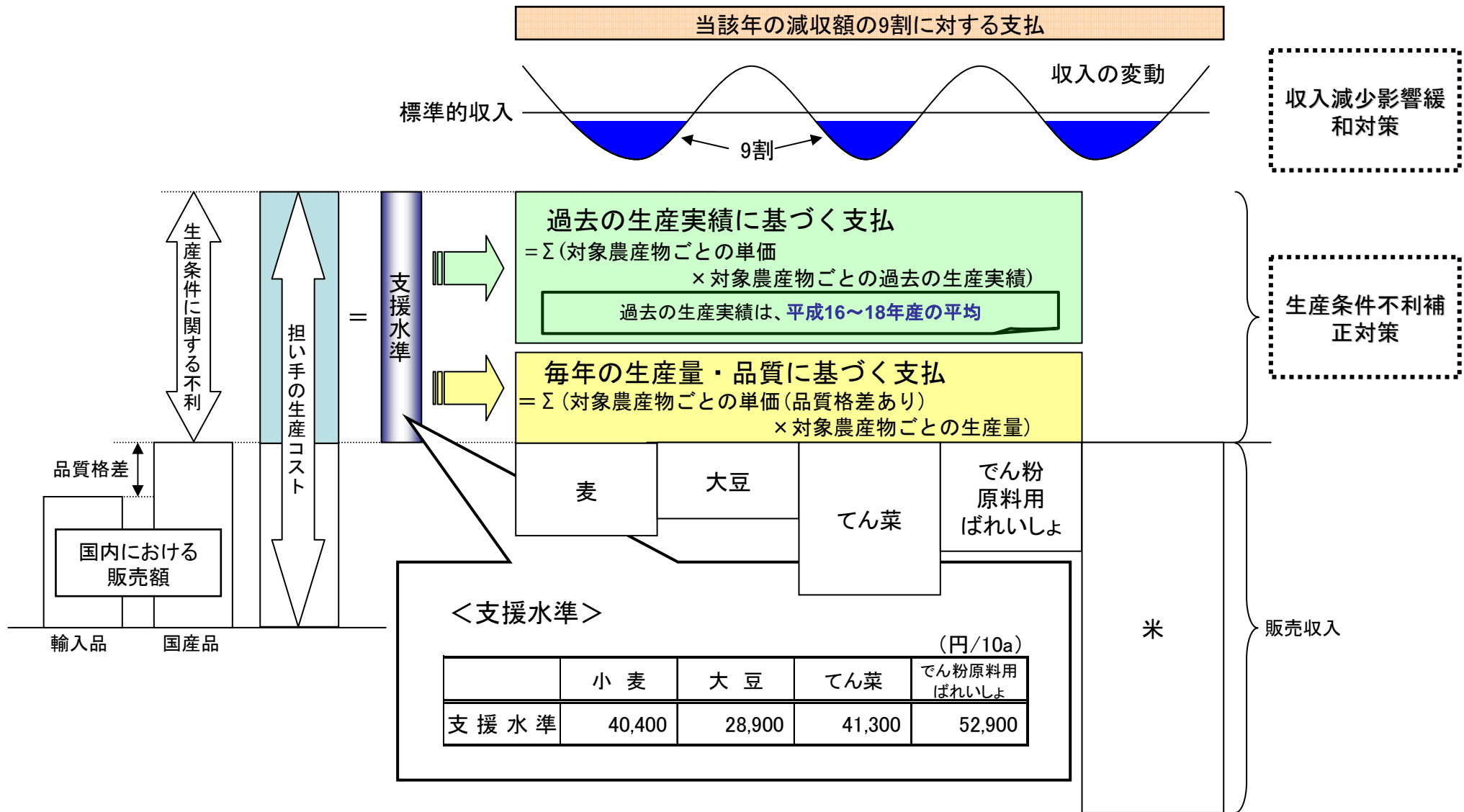
品目横断的経営安定対策

- 農業の構造改革を加速化するため、これまで全ての農家を対象に品目ごとの価格に着目して講じてきた政策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を絞り、その経営の安定を図るための政策に転換。
- 平成19年産からの導入に向け、対策の対象となる担い手の育成・確保の取組を推進。



(参考)

19年度以降の品目横断的経営安定対策の概要



(参考)

担い手の育成・確保対策の抜本的改革について

認定農業者・集落営農に対する強力な政策支援

規模拡大・経営改善・革新

認定農業者
20万

平成19年度新規要求（総額180億円規模）

農林水産省として、以下のような項目について、今後具体的に検討・要求していく考え。

担い手へのトータルサポートの実施

経営相談、情報提供、技術指導、研修などの担い手のニーズに対して1か所(ワンストップ)で対応

制度資金の充実・強化

スーパーL資金などの担い手向け融資の金利負担を徹底して軽減(無利子)

融資主体型補助の創設

地域の合意に基づき、担い手がトラクター、田植機などの機械・施設を融資で導入する際に補助

農地の面的集積支援

担い手にとって真のコストダウンにつながる団地化したまとまりある形での利用集積に対して、集中的に支援

経営革新促進事業 70億円程度

需要に応じた生産や経営革新の取組を伴いつつ、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応などを行う者に対し支援(過去の生産実績がない案件等への対応)

認定を受けていない農業者
集落営農がない地域

集落営農
1万

〔特定農業団体 213
特定農業法人 345〕

組織化・法人化

効率的かつ
安定的な
農業経営

家族農業
経営
33~37万

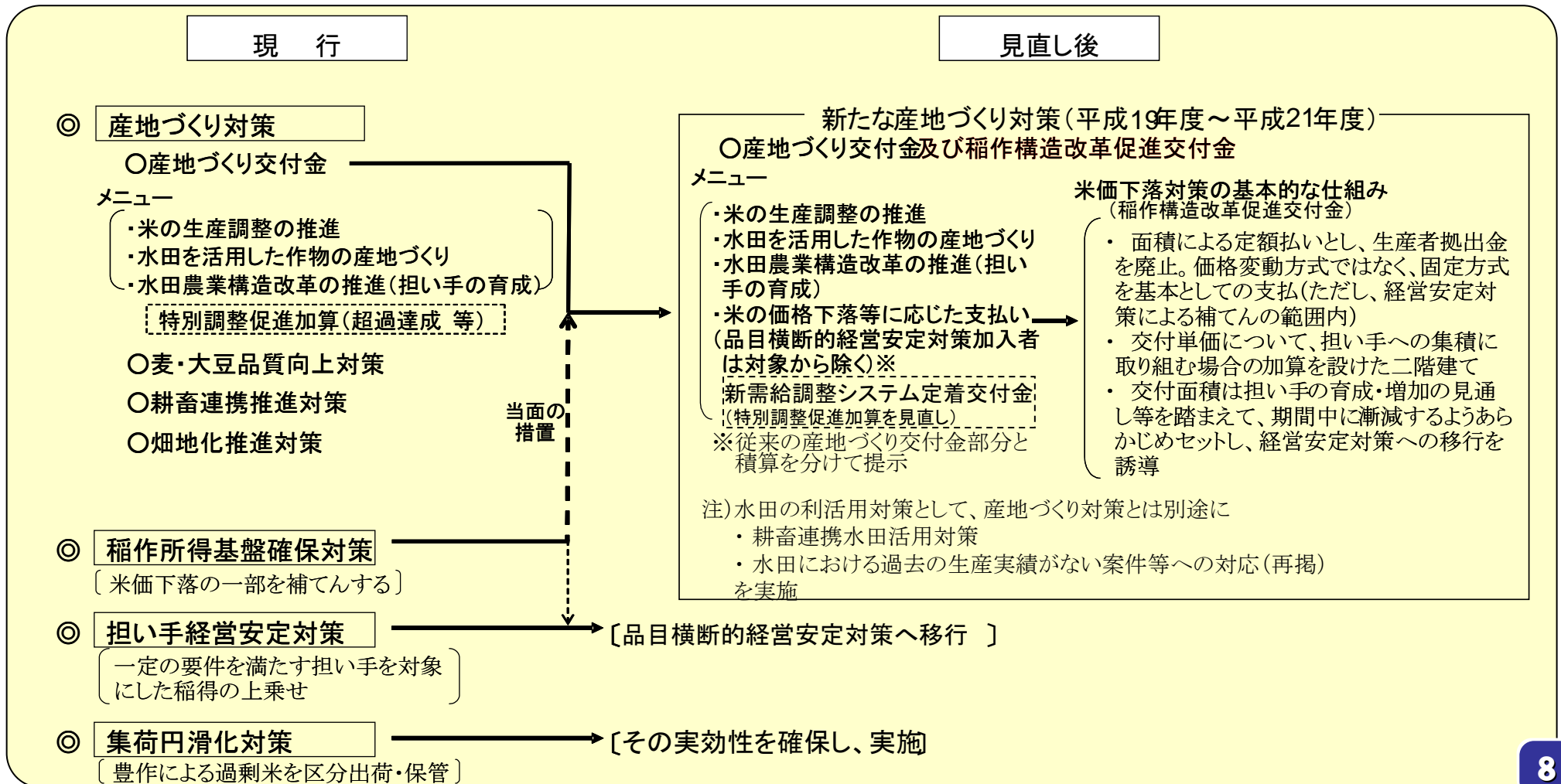
集落営農
経営
2~4万

法人経営
1万

(平成27年)

米政策改革推進対策

○ 平成19年産から水田において米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることを踏まえ、平成16年度から18年度までの3ヶ年の対策として現在講じている産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について、品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、米政策改革大綱の趣旨に沿った所要の見直しを実施。

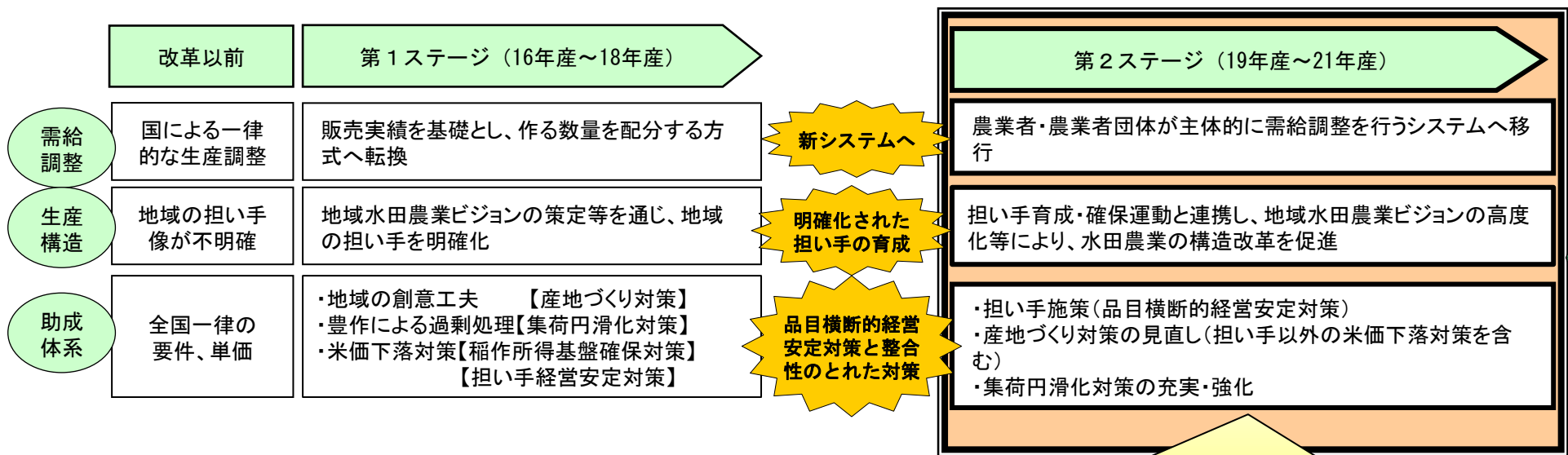


(参考)

米政策改革の更なる推進

目標

平成22年度米づくりのあるべき姿の実現



19年度以降の支援措置

需要に応じた米づくり、産地づくりの促進(産地づくり対策)

- 産地づくり交付金について、現行対策の基本的な仕組みは継続しつつ、地域の判断による需要に応じた作物選択の徹底、合理的な土地利用、効率的な営農体制の確立に向けた交付金の活用を促進
- 新たな需給調整システムの下で、都道府県段階の判断により、意欲的な生産調整の取組を促進する新需給調整システム定着交付金
- 米の需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手以外の米価下落対策、担い手への集積、産地の需給改善の取組を支援する稲作構造改革促進交付金

豊作による過剰米の隔離(集荷円滑化対策)

- 対策の加入促進、実効性の確保を図るための充実・強化(対策への抛出を産地づくり対策の要件化、生産者抛出に基づく生産者支援金の増額、無利子短期融資の対象の弾力化)

水田の飼料作物生産の振興(耕畜連携水田活用対策)

- 飼料自給率の向上に向け、水田における効果的な飼料生産振興を図るため、地域の創意工夫を活かした飼料生産振興に直結する取組を支援

地域協議会等の体制強化(水田農業構造改革対策推進交付金)

- 地域協議会等が農業者団体等の主体的な取組の支援機能を十分に発揮するよう体制を強化

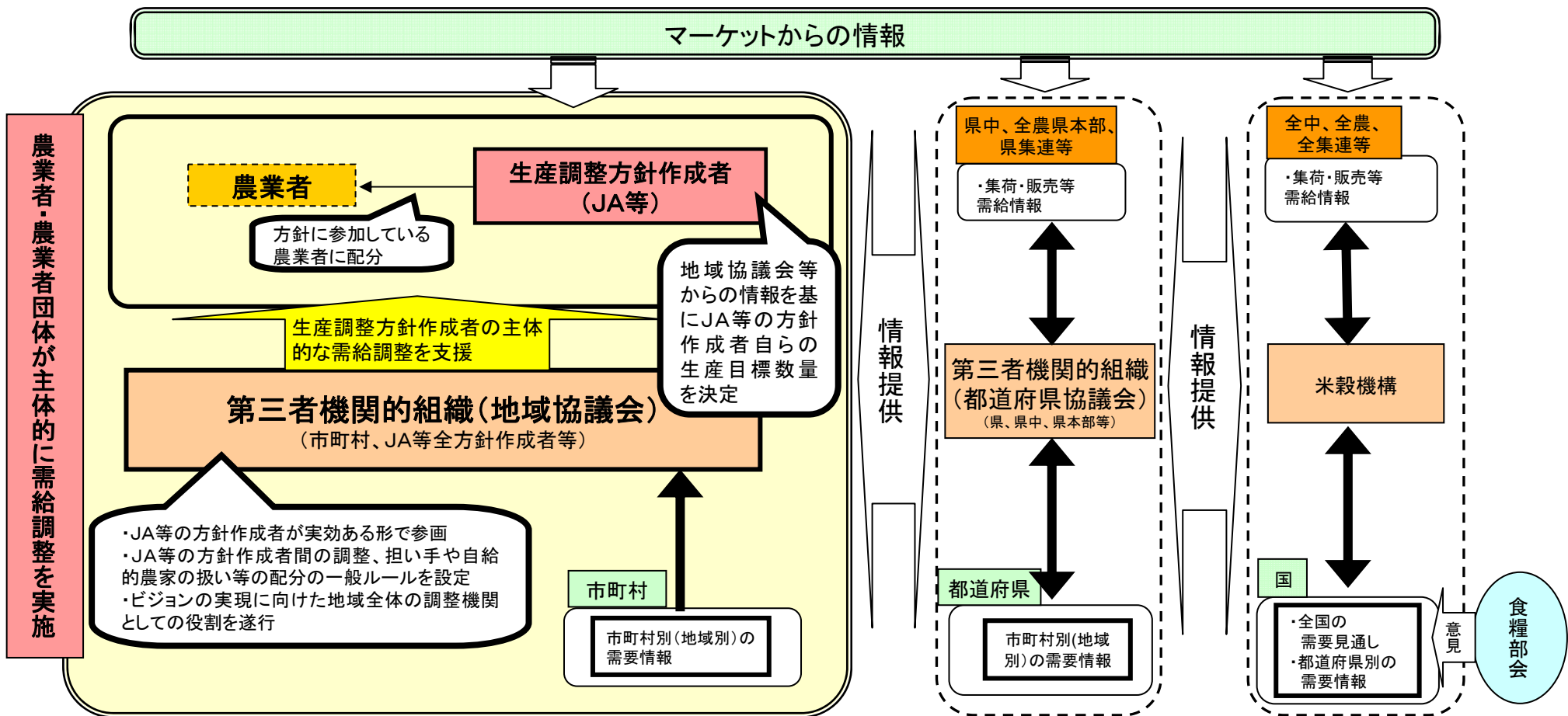
担い手育成・確保総合対策のうち過去の生産実績がない案件等への対応

- 需要に応じた生産や経営革新の取組を伴いつつ、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応などを行う者に対し経営安定が可能となる水準の支援

(参考)

新たな需給調整システムについて

- 平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行。
- この新たな需給調整システムについては、今回見直しを行った米政策改革推進対策等を活用しつつ、農業者・農業者団体が国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して、生産を実行。



農地・水・環境保全向上対策

- 農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要。
- 国民共有の財産である農地・農業用水等の資源と、その上で営まれる営農活動を、一体として、国民の理解を得つつ、その質を高めながら将来にわたり保全するもの。
- 本対策は、平成19年度より本格導入。

農地・水・環境保全向上対策

ステップアップへの支援

地域においてより高度な取組を実践した場合に支援
活動水準に応じて
20万円/地区
40万円/地区



共同活動への支援

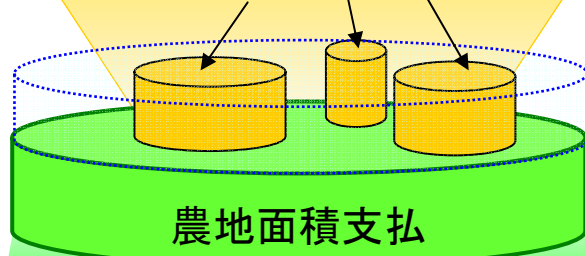
	10a当たり単価 (国と地方の合計)
水田(都府県)	4,400円/10a
水田(北海道)	3,400円/10a
畑(都府県)	2,800円/10a
畑(北海道)	1,200円/10a
草地(都府県)	400円/10a
草地(北海道)	200円/10a

※ 中山間地域直接支払の対象地域については、追加の要件を付して支援の対象とすることができる。

営農活動への支援

地域でまとまって、化学肥料・化学合成農薬を5割以上等低減する先進的な営農活動を支援

取組面積に応じた支払
+ 集落等を単位とする支援



農地面積支払

共同活動への支援

農地・水・農村環境の保全と質的向上のための効果の高い共同活動を支援

土づくり、
化学肥料・農薬の低減



アイガモ農法



営農活動への支援

	10a当たり単価 (国と地方の合計)
水稲	6,000円/10a
麦・豆类	3,000円/10a
いも・根菜類	6,000円/10a
葉茎菜類	10,000円/10a
果菜類・果実的野菜	18,000円/10a
うち 施設トマト、 きゅうり、なす、 ピーマン、いちご	40,000円/10a
果樹・茶	12,000円/10a
花き	10,000円/10a
上記区分に該当し ない作物	3,000円/10a

+

○ 地域全体での環境負荷低減に向けた取組への支援
1地区当たり 20万円

農業の持続的発展

国民全体の利益
(食料の安定供給・美しい景観)



地方の利益
(地域の活性化・豊かな環境)



農業者の利益
(農業経営の安定)



食の安全と消費者の信頼確保の徹底

- 「食」は「いのち」を支える源であり、一日たりとも欠かすことのできない国民生活の基本。国民の健康保護を第一として、食の安全と消費者の信頼を確保するための施策を徹底。

食品安全の確保

科学的原則に基づくリスク管理の推進

- ・標準手順書に従い、食品中の有害物質などのリスク管理を実施

農場から食卓までの安全確保の徹底

- ・科学的・統一的な枠組みの下で有害化学物質の実態調査や生産資材の調査・試験の実施
- ・食品安全GAPの普及・促進
- ・生産資材(農薬、飼料等)の適正使用・管理

家畜防疫体制の推進

- ・家畜伝染病の発生予防、まん延防止措置の強化
- ・動物の輸出入検疫措置の強化

消費者の信頼確保

食品表示の適正化

- ・食品表示に関する監視・指導の充実
- ・生産情報等に関わるJAS規格や食品表示の充実

トレーサビリティ・システムの導入推進

- ・牛肉
法律に基づく措置が適正に実施されるよう監視・指導
- ・牛肉以外の食品全般
システム開発の助成により、食品事業者等の自主的な導入を支援

リスクコミュニケーションの推進

- ・個別のテーマに関する意見交換会の開催
- ・食品安全に関する情報をわかりやすく提供

食育の推進



- 望ましい食生活の実現に向け、1日に何をどれだけ食べたらよいかを示した「食事バランスガイド」を厚生労働省、農林水産省で決定。これを活用した「日本型食生活」の普及・啓発の取組を推進する。
- 「食育基本法」、「食育推進基本計画」に基づき、関係府省と連携して、生産・流通・消費の各段階における「食育」を推進する。

現状

・「食」を大切にしている心の欠如

世界の栄養不足人口は約8億4千万人
一方日本では年間2,150万トン以上の食品廃棄物が発生

・栄養バランスの崩れ

30代～60代男性の約3割が肥満
20代女性の4人に1人がやせ

・不規則な食事の増加

20代男性の約3割が朝食を欠食

・「食」の安全上の問題の発生

食品購入時に「安全性」を意識する消費者は約6割

・「食」の海外への依存

食料自給率はカロリーベースで4割

・伝統ある食文化の喪失

はしを正しく持てる児童の割合が、5年間で4%減少
小学5年: 48%(H7) → 44%(H12)

課題

①食生活の改善

②農林水産業、食品産業に関する正しい理解の推進

③地域の優れた食文化の継承

④食品の安全性に関する情報提供の強化

食育推進基本計画における主な目標

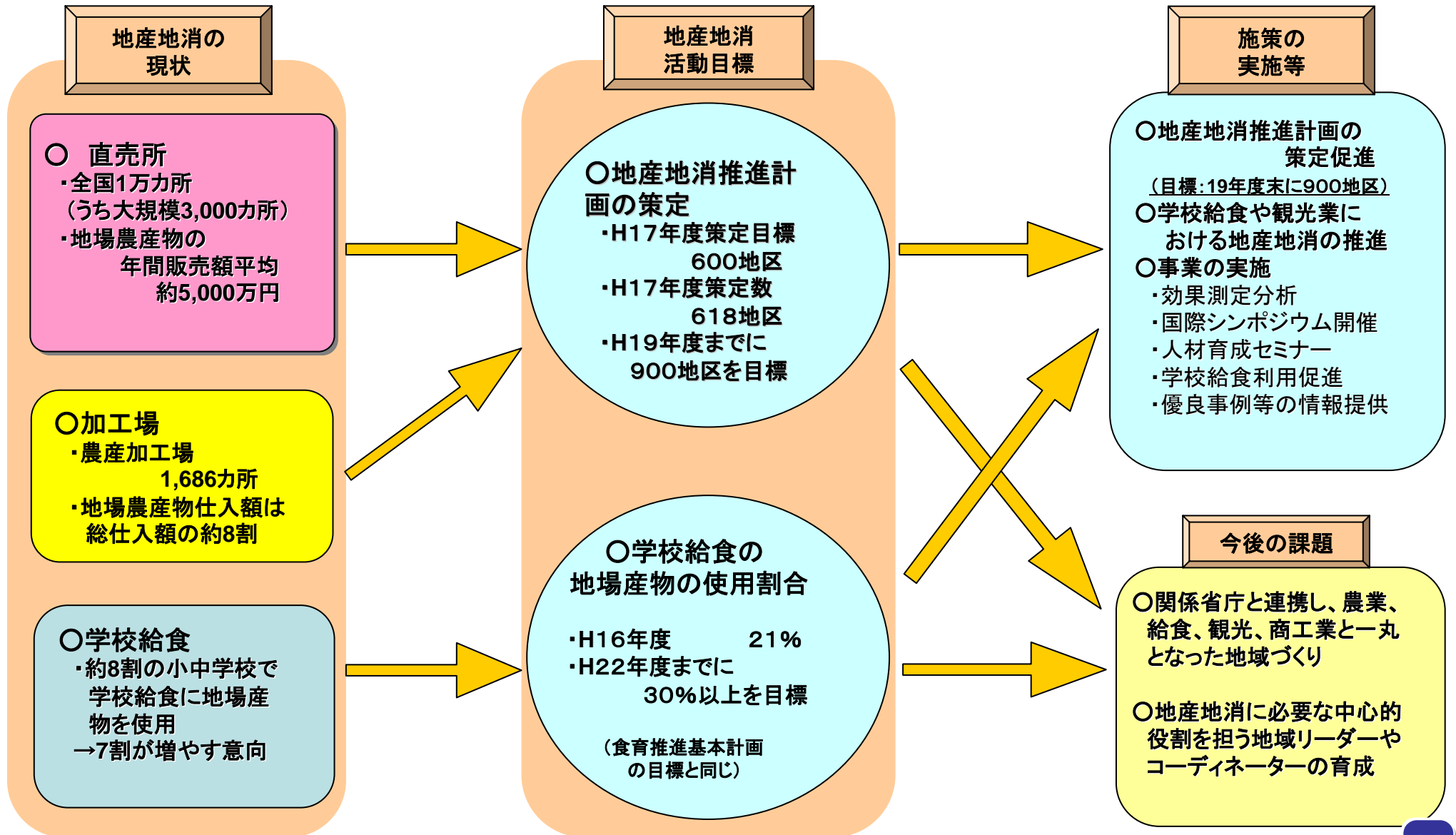
- 食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加【60%以上(22年度)】
- 学校給食における地場農産物の使用割合の増加【21%(16年度)→30%以上】
- 様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加【42%(17年度)→60%以上(22年度)】

食育の取組

- 「食事バランスガイド」の普及活用と米を中心とした「日本型食生活」の実践の促進
- 地産地消について、学校給食等を通じ全国的に展開
- 都市と農山漁村の共生・対流や農林漁業体験活動の促進
- 我が国の伝統ある食文化や地域の郷土料理等の情報発信
- 食品の安全性に関する情報提供

地産地消の推進について

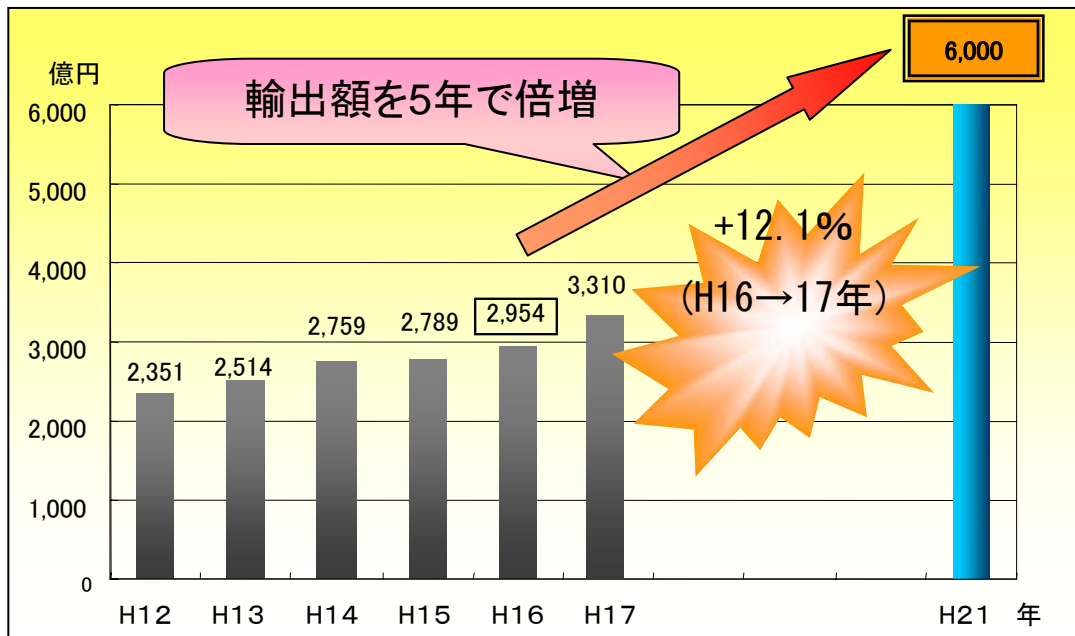
○ 地産地消は、生産・消費者ともにメリットがあり、「顔が見え、話ができる」関係の構築を更に促進していく。



「攻めの農政」の展開

- 「守り」から「攻め」へ、ピンチをチャンスにと、発想を転換した農政展開として、
- ① アジア諸国の所得水準の向上や世界的な日本食ブームを好機ととらえ、我が国の高品質で安全な農産物の輸出の促進
 - ② 国産農産物から作るエタノールなどの輸送用燃料の利用促進など、農村に豊富に存在するバイオマスの利活用の推進
 - ③ 我が国の優れた農林水産物・食品を知的財産としてとらえて権利化し、国際競争力の強化や収益性の向上等に向けて知的財産権を積極的・戦略的に活用等、生産者や地域の創意工夫に基づく意欲的な取組を後押し。

① 農林水産物・食品の輸出促進に向けた戦略的取組



輸出農産物の代表例（平成17年）

品目	輸出額	対H12年比
りんご	53億円	878%
なし	8億円	90%
みかん	5億円	105%
緑茶	21億円	182%
ながいも	12億円	193%
さけ・ます	147億円	1,796%
ホタテ	109億円	147%



（輸出促進ロゴマーク）

② 国産バイオ燃料の利用促進

ーバイオ燃料地域利用モデル実証事業の創設ー

現状

全国6ヶ所での小規模な実証試験段階にとどまる

北海道十勝地区(規格外小麦等)
山形県新庄市(ソルガム)
大阪府堺市(建築廃材)
岡山県真庭市(製材残材)
沖縄県伊江村(さとうきび糖みつ)
沖縄県宮古市(さとうきび糖みつ)

新たなバイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年3月31日閣議決定)

- ◎ バイオマス輸送用燃料の利用促進
- 1 積極的な導入誘導のための環境整備
 - ・ 利用設備導入支援
 - ・ 海外諸国の動向も参考としつつ、多様な手法を検討
- 2 国産バイオ燃料の利用促進
 - ・ 実用化の実例の創出
 - ・ 原料農産物の安価な調達手法導入
 - ・ 低コスト高効率な生産技術の開発

平成19年度新規要求(100億円程度)

1. 趣旨

食料生産過程の副産物、規格外農産物等を活用して、バイオ燃料の地域利用モデルの整備と技術実証を行う。

2. 事業概要

- ① バイオ燃料製造事業者・供給事業者、農業団体等から成る地域協議会を設置し、コスト、需給等を踏まえて利用可能な原料からバイオ燃料を導入する地域計画を策定。
- ② 地域計画に基づくバイオ燃料製造施設・供給施設の設置に要する経費及び技術実証に要する経費を助成。

○ 実用化の実例を創出

○ バイオ燃料プラントの製造効率を大幅に向上

中長期的には、低コスト高効率生産技術開発の成果も踏まえたバイオ燃料の導入の拡大

③ 知的財産権の保護・活用を通じた国際競争力の強化

目 標

植物新品種の登録(数値目標)

- ① 出願件数: 5年で5割増
(17年度1,385件→22年度2,000件)
- ② 審査期間の短縮: 世界最短水準の2.5年
(達成期間を22年度から20年度に前倒し)

DNA品種識別技術開発委託プロジェクトにより、今後5年間で、加工品(米及びイチゴ)、牛肉の分析手法を確立

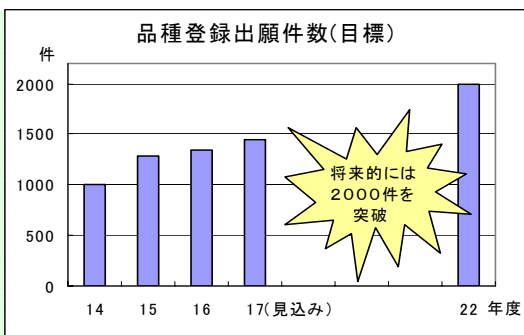
農林水産省試験研究機関の特許等(出願目標) 今後5年間で

- ① 特許出願900件以上
 - ② 品種登録出願150件以上
(平成16年度保有数)
- 特許権等 998件・育成者権 390件

活 用

- 産学官連携等による知的財産権を活用した国際競争力のある産地形成
- 地域団体商標等を活用した地域ブランド戦略、食文化の海外普及と併せた日本ブランド戦略の展開
- TLO(技術移転機関)等を通じた特許等技術移転の促進
- 知的財産に関する人材の育成、普及啓発

海外での権利取得・活用
日本ブランドの輸出促進
(日本の食文化も輸出)



保 護

- 税関による水際取締りの強化(輸出差止制度の新設)
- アジア諸国等への品種保護制度整備の働きかけ
- DNA品種識別技術の開発
- 地域団体商標制度(地名+商品名)の新設(本年4月施行)

創 造

- 農林水産研究基本計画に即し優れた研究成果の創出とその実用化を加速する施策の推進
- 産学官連携等を通じた新技術・新品種の開発促進
- 国内外での戦略的な権利取得の促進

我が国の農林水産物・食品は、
「生産者・事業者等の努力・技術」、「日本の伝統・文化」、「消費者の信頼」等に支えられた
貴重な知的財産